

## 大阪市児童生徒就学援助規則取扱要綱

制定 平成 19 年 3 月 30 日  
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

### (目的)

第1条 この要綱は、大阪市児童生徒就学援助規則（昭和 52 年大阪市教育委員会規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市児童生徒就学援助費の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

### (就学援助費の支給の対象)

第2条 就学援助費の支給は、規則第 2 条に規定する児童生徒の保護者が負担する就学のための経費のうち、規則第 3 条各号に規定する範囲において、次のとおり行うものとする。

- (1) 規則第 3 条第 1 号については、学校徴収金会計基準に定める児童費又は生徒費会計で執行する実費相当額とし、同条第 2 号及び第 3 号については、積立金会計で執行する行事にかかる実費相当額とする。
- (2) 規則第 3 条第 4 号については、次に定める通学、通級に要する旅客運賃とし、旅客運賃にかかる費用を証明する書類（通級においては、通級に要する交通費申請書（第 2 号様式の 3））に基づく実費相当額とする。ただし、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 81 条第 2 項に規定する特別支援学級（以下「特別支援学級」という。）に在籍する児童生徒を除き、合理的かつ経済的な通常の経路・方法による通学距離が、小学校にあっては片道 4 km 以上、中学校にあっては片道 6 km 以上である場合に限り支給できるものとする。

ア 指定校変更を認められた児童生徒のうち、教育委員会が真にやむを得ない事由があると認めた者の通学

- イ 特別支援学級に在籍する児童生徒の通学
- ウ 日本語・適応指導教育の通級
- エ 教育支援センター（適応指導教室）の通級
- オ 生活指導サポートセンター（個別指導教室）の通級
- カ 心和中学校昼間部に在籍する生徒の通学

- (3) 規則第 3 条第 5 号については、実費相当額とする。
- (4) 規則第 3 条第 6 号については、規則第 2 条第 1 項第 1 号に規定する児童生徒の在籍する学校（入学予定者にあっては、入学予定の学校）の校長（以下「校長」という。）を通じて学校医療券を交付する。
- (5) 規則第 3 条第 7 号については、保護者負担額とする。
- (6) 児童生徒が 1 学年である保護者については、入学準備のための経費を小学校にあっては、57,060 円、中学校にあっては、63,000 円を、各号に加えるものとする。

### (受給の資格)

第2条の 2 規則第 4 条 2 号ウに規定する教育委員会が世帯の人数及び住宅の所有状況に応じ別に定める額以下である者とは、別表 1 に定める額以下である者をいう。

(交付申請等)

第3条 就学援助を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は就学援助申請書兼世帯状況票（第1号様式の1、第1号様式の2又は第1号様式の3。以下「申請書」という。）に規則第4条に規定する受給の資格を証明する別表2に定める書類を添付し、次表の各項の区分に応じた申請時期に、校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

| 区分                   | 申請時期            |
|----------------------|-----------------|
| 規則第2条第1項第1号に掲げる者の保護者 |                 |
| (1) 早期申請（1期）         | 前年度の12月         |
| (2) 早期申請（2期）         | 前年度の3月          |
| (3) 一般申請             | 前年度の3月から当該年度の6月 |
| (4) 隨時申請             | 当該年度の7月から3月     |
| 規則第2条第1項第2号に掲げる者の保護者 |                 |
| (1) 早期申請             | 当該年度の4月         |
| (2) 一般申請             | 当該年度の4月から6月     |
| (3) 隨時申請             | 当該年度の7月から3月     |

- 2 校長は申請書を教育委員会に提出する際に、申請者一覧表（第2号様式の1-(1)）を添付して提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第4条 申請書を提出した保護者は、審査結果の通知を受領する期日までに申請を取り下げる場合には、大阪市児童生徒就学援助申請取下書（第3号様式の1又は第3号様式の2）を校長を通じて教育委員会に提出するものとする。

(支給決定)

第5条 教育委員会は、就学援助費の支給の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、就学援助費の支給又は不支給の決定を行い、規則第6条に規定する審査結果を、支給を決定した保護者（以下「認定者」という。）には大阪市児童生徒就学援助審査通知書（認定分、第4号様式の1又は第4号様式の2）により、不支給を決定した保護者には大阪市児童生徒就学援助審査通知書（否認定分、第5号様式）により通知する。なお、規則第2条に規定する親権を行う者と監護を行う者が異なる場合において、親権を行う者及び監護を行う者の両者から就学援助費の支給の申請があったときは、必要に応じ、学齢簿等により確認を行ったうえで、いずれか一方の申請について審査を行う。

- 2 前項の規定により支給を決定した就学援助費の支給の期間は、早期申請又は一般申請を行った者に対しては当該年度の4月1日から3月31日まで、随時申請を行った者に対しては申請日から当該年度の3月31日までとする。ただし、早期申請又は一般申請を行った者において、規則第4条に規定する受給資格の発生日が当該年度の4月2日以後の場合は、当該発生日から当該年度の3月31日までとする。また、随時申請を行った者において、規則第4条に規定する受給資格の発生日が、申請日の翌日以後の場合については、当該発生日から当該年度の3月31日までとする。なお、早期（1期）申請のうち、入学準備のための経費については、当該年度以前に支給することができる。
- 3 教育委員会は、第1項の場合において、適正な支給を行うため必要があるときは、就学援助費の支給の申請に係る事項につき修正を加えて就学援助費の支給の決定をすることができる。

- 4 第1項に規定する通知は早期申請分を5月末(1期にあっては前年度2月末)までに、一般申請分を8月末までに行うものとする。なお、随時申請分及び書類不備による審査保留分については、申請書及び規則第4条の受給資格を証する書類が到達してから30日以内に審査結果を通知するものとする。

(就学援助の辞退)

第6条 年度途中において就学援助を辞退する認定者は、大阪市児童生徒就学援助費辞退届（第6号様式の1又は第6号様式の2。以下「辞退届」という。）を学校長を通じて教育委員会に提出するものとする。

- 2 前項の辞退届を受けた教育委員会は、大阪市児童生徒就学援助審査通知書（認定取消・変更分、第7号様式）により保護者に通知する。

(就学援助費の支給)

第7条 教育委員会は、規則第3条第1号、第2号、第5号の支給にあたっては、その全部又は一部を前金払により、第3号、第4号の支給にあたっては通常払により支給するものとする。ただし、規則第2条第1項第2号に掲げる者の保護者への就学援助については、教育委員会が学校長へ照会を行い、支給額を決定し、通常払により支給するものとする。

- 2 学校長は、規則第7条の規定により、認定者の委任を受けて、就学援助費請求書兼振替依頼書（第8号様式）、（以下「請求書」という。）を教育委員会に提出し、就学援助費を受領するものとする。

- 3 教育委員会は、前項の請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る就学援助費を学校長に支給するものとする。

- 4 学校長は、前項の規定により就学援助費を受領したときは、受領日から10日以内に認定者に就学援助費を支給しなければならない。

- 5 前項の規定にかかわらず、学校長は、認定者に了解を得た場合は、就学援助費の全部又は一部を学校徴収金に充当することができる。この場合において、学校長は、第3項の規定により就学援助費を受領した日から10日以内に充当しなければならない。

- 6 学校長は事前に認定者から就学援助費口座振替申出書（保護者用、第9号様式の1又は第9号様式の3）の提出等を受けた場合は、教育委員会に対して、総合口座振替を依頼することができる。

- 7 教育委員会は、前項の依頼を受けたときは、学校長が対象経費を徴収し、又は対象事業が完了した後に、事前に申し出のあった申請書の口座に就学援助費を振替えるものとする。

- 8 学校長は、第2項の規定により就学援助費を受領する場合及び第5項の規定により就学援助費を学校徴収金に充当する場合は、就学援助費口座振替申出書（学校長用、第9号様式の2）を提出し、学校長口座への振替えを教育委員会に依頼するものとする。

- 9 教育委員会は、前項の依頼を受けたときは、学校長が対象経費を徴収し、又は対象事業が完了した後に、事前に申し出のあった学校長の口座に就学援助費を振替えるものとする。

10 教育委員会は、規則第7条第2項の規定により就学援助費を直接大阪市に納付する場合は、認定者に了解を得ることとし、当該会計年度の出納閉鎖期日までに振替により行うものとする。

11 規則第3条第6号の支給にあたっては、校長は定期健康診断等により、対象疾患のある児童・生徒について治療が必要とされた場合、学校医療券受払簿（第10号様式。以下「受払簿」という。）を作成し、学校医療券（第11号様式の1、第11号様式の2、第11号様式の3、第11号様式の4）の発行を行うものとする。

（児童・生徒の異動等）

第8条 認定者は、就学援助費の支給を受けている児童・生徒について、就学援助規則第4条に規定している事項に、転入、転出及びその他家庭状況の変化等で異動が発生した場合は、校長を通じて教育委員会に報告しなければならない。

（事情変更による決定の取消等）

第9条 教育委員会は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定若しくは一部の取り消し、又は決定内容を変更することができる。

2 前項の取り消しまたは、変更を行った場合において、教育委員会は大阪市児童生徒就学援助審査通知書（認定取消・変更分、第7号様式）により申請者に通知する。

（適正な執行）

第10条 認定者は、就学援助費の他の用途への使用をしてはならない。

（立入検査等）

第11条 教育委員会は、就学援助費の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、校長や認定者に対して報告を求め、帳簿書類等を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第12条 校長は、就学援助費の支給実績について、教育長が別途通知する期日までに、就学援助決算報告書（第14号様式）により実績報告を行うものとする。又、医療費については学校保健安全法による医療費援助台帳（第12号様式の1及び2）及び受払簿の写しにより実績報告を行うものとする。

2 前項の報告書には、次に挙げる書類を添付しなければならない。

- (1) 学校徴収金徴収決算報告書等
- (2) 規則第3条第2号、第3号に係る実施報告書の写し
- (3) 規則第3条第4号に係る通学定期券の写し

（就学援助費の額の確定等）

第13条 教育委員会は、前条の実績報告を受けた時は、報告の書類及び領収書等根拠資料により、規則第1条の目的及び規則第3条の援助範囲に適合すると認めたときは、支給すべき額を、校長に通知するものとする。

2 大阪市補助金等交付規則第15条に定める補助金の確定額の通知は、原則として、校長から保護者へ交付する学校徴収金の決算報告通知をもってこれに代えるものとする。

(決定の取消し)

第 14 条 教育委員会は、規則第 9 条の規定により、認定を取り消す場合は、大阪市児童生徒就学援助審査通知書（認定取消・変更分、第 7 号様式）により申請者に通知する。

(加算金及び延滞金)

第 15 条 認定者は、規則第 10 条により就学援助費の返還を求められたときは、その請求に係る就学援助費の受領の日から納付の日までの日数に応じて、就学援助費の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

- 2 就学援助費が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を求められた額に相当する就学援助費は最後の受領の日に受領したものとみなし、当該返還を求められた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を求められた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。
- 3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、認定者の納付した金額が返還を求められた就学援助費の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求められた就学援助費の額に充てられたものとする。
- 4 認定者が就学援助費の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和 39 年大阪市条例第 12 号）第 2 条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を求められた就学援助費の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 6 教育委員会は、第 1 項又は第 4 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(ウクライナから日本に避難した児童生徒にかかる取扱い)

第 16 条 「ウクライナからの避難民の児童生徒等の教育機会の確保について（通知）」（令和 4 年 4 月 18 日付け文科際第 18 号事務次官通知）における「ウクライナからの避難民」である児童生徒に係る就学援助を受けようとする保護者が申請書を提出する場合において、別表 2 に定める書類を取得することができないときは、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同表に定める書類を添付することを要しない。

- 2 前項の規定により随時申請を行った者に対する就学援助費の支給の期間は、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、学校への転入日から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、随時申請を行った日が学校への転入日の翌年度以降の年度に属する日である場合については、随時申請を行った日の属する年度の 4 月 1 日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

## 附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 30 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 8 月 8 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定中、中学校における学校給食費に関する部分は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行の日の前日において、規則第 3 条第 4 号の通学費の支給を受けている者であって、教育委員会が必要と認める者にかかる通学費の支給については、改正後の要綱第 2 条第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 11 月 15 日から施行する。ただし、平成 29 年度に本市立小学校又は中学校に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 2 月 20 日から施行する。ただし、平成 30 年度に本市立小学校又は中学校に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定については、平成 31 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 2 月 10 日から施行する。ただし、令和元年度に本市立小学校又は中学校に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行の日の前日において要綱第 2 条に規定する就学援助費の支給の決定を受けている保護者が、要綱第 3 条第 1 項の区分(3)により申請した場合において、その者の規則 4 条 2 号ウに規定する所得の合計額が改正後の要綱別表 2 に定める額を超過している場合は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 2 年 3 月 31 日より引き続き令和 3 年 3 月 31 日までの間において要綱第 2 条に規定する就学援助費の支給の決定を受けている保護者が、要綱第 3 条第 1 項の区分(3)により申請した場合において、その者の規則 4 条 2 号ウに規定する所得の合計額が改正後の要綱別表 2 に定める額を超過している場合は、改正後の規定にかかわらず、なお令和 2 年 3 月 31 日時点の例による。

この要綱は、令和 4 年 1 月 25 日から施行する。ただし、令和 3 年度に本市立小学校又は中学校に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 2 年 3 月 31 日より引き続き令和 4 年 3 月 31 日までの間において要綱第 2 条に規定する就学援助費の支給の決定を受けている保護者が、要綱第 3 条第 1 項の区分(3)により申請した場合において、その者の規則 4 条 2 号ウに規定する所得の合計額が改正後の要綱別表 2 に定める額を超過している場合は、改正後の規定にかかわらず、なお令和 2 年 3 月 31 日時点の例による。

この要綱は、令和 4 年 5 月 31 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 号才の規定について、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 4 年 9 月 20 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 1 月 17 日から施行する。ただし、令和 4 年度に本市立中学校、大阪府立咲くやこの花中学校及び大阪府立水都国際中学校に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 2 年 3 月 31 日より引き続き令和 5 年 3 月 31 日までの間において要綱第 2 条に規定する就学援助費の支給の決定を受けている保護者が、要綱第 3 条第 1 項の区分：一般申請により申請した場合において、その者の規則第 4 条第 2 号ウに規定する所得の合計額が改正後の要綱別表 1 に定める額を超過している場合は、改正後の規定にかかわらず、なお令和 2 年 3 月 31 日時点の例による。また、要綱第 2 条第 4 号及び第 3 条第 1 項の表の規定については、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和6年1月10日から施行する。ただし、令和5年度に本市立小学校に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この要綱は、令和6年2月6日から施行する。た

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和2年3月31日より引き続き令和6年3月31日までの間において要綱第2条に規定する就学援助費の支給の決定を受けている保護者が、要綱第3条第1項の区分：一般申請により申請した場合において、その者の規則第4条第2号ウに規定する所得の合計額が改正後の要綱別表1に定める額を超過している場合は、改正後の規定にかかわらず、なお令和2年3月31日時点の例による。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和2年3月31日より引き続き令和7年3月31日までの間において要綱第2条に規定する就学援助費の支給の決定を受けている保護者が、要綱第3条第1項の区分：一般申請により申請した場合において、その者の規則第4条第2号ウに規定する所得の合計額が改正後の要綱別表1に定める額を超過している場合は、改正後の規定にかかわらず、なお令和2年3月31日時点の例による。

別表1（第2条の2関係）

| 世帯人員 |     | 2人    | 3人    | 4人    | 5人    | 6人    | 7人    | 8人    | 9人    | 10人   |
|------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ※    | 借家等 | 228万円 | 267万円 | 323万円 | 359万円 | 404万円 | 473万円 | 507万円 | 542万円 | 578万円 |
| 総所得  | 持家  | 163万円 | 202万円 | 259万円 | 294万円 | 339万円 | 396万円 | 430万円 | 466万円 | 501万円 |

※「総所得」の算定において、給与所得者及び公的年金所得者については最大10万円を控除する。

備考1 原則として、当該年度の前年4月1日の本市生活保護基準額に基づき、算定するものとする。

備考2 児童生徒またはその保護者が居住する住居の賃貸契約者が、申請者（または申請者と生計を一にする者）であり、契約者・契約期間・住所等を証明できる書類の提出があった場合は、原則として上記「借家等」の総所得額により審査を行う。

備考3 11人以上の世帯については、各申請者の家族構成・年齢に基づき、個別に当該年度の前年4月1日の本市生活保護基準額に基づき、所得基準額を算定するものとする。

別表2（第3条関係）

| 申請理由   | 申請理由を証明する書類等   |
|--|--|
| ①市民税が非課税の者<br>※土地、建物等、資産の売却や譲渡にともなう損失計上による非課税は除く       | 次の書類の、いずれかを生計を一にする世帯全員分提出<br>・市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写）<br>・市民税・府民税証明書<br>・市民税・府民税納税通知書兼税額決定（充当）通知書及び課税明細書（写）<br>※税情報を利用する場合は上記の証明書類は不要（早期申請は除く）           |
| ②固定資産税を減免された者<br>※災害（火災・風水害など）による被害を受けた場合を対象           | ・固定資産税・都市計画税（土地・家屋）税額変更通知書（写）  |
| ③個人事業税を減免された者  | ・個人事業税減額決定通知書（写）   |
| ④国民年金保険料を減免された者  | ・国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（写）<br>※ただし、保護者全員分が必要  |
| ⑤国民健康保険料を減免・徴収猶予された者                                   | ・国民健康保険料（変更）決定通知書（写）<br>※被保険者氏名欄に世帯全員の氏名が記載されているもの<br>・国民健康保険料徴収猶予決定通知書（写）   |
| ⑥児童扶養手当の支給を受けている者                                      | ・児童扶養手当証書（市長印が押されているページの写し）  |
| ⑦生活福祉資金の貸付の決定を受けた者                                     | ・生活福祉資金貸付決定通知書（写）  |
| ⑧雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者<br>※手帳を有する者以外の保護者に収入がある場合は、該当しない  | ・雇用保険被保険者手帳<br>(公共職業安定所長印が押されているページの写し)<br>・手帳を有する者以外の保護者の「市民税・府民税証明書」   |
| ⑨火災、風水害、震災、その他の災害にあった者                                 | ・罹災証明書（区発行）または、り災証明書（消防署発行）  |
| ⑩生活保護を受けている者   | ・証明書類の提出は不要。ただし、教育扶助費の受給がない場合、生活保護適用証明書  |
| ⑪生活保護を停止または廃止された者<br>※世帯状況変更や指示違反による廃止者は除く             | ・生活保護停止・廃止決定通知書（写）   |
| ⑫上記①～⑪には該当しないが、特別な事情のため経済的に困窮していて、就学援助を必要とする者（早期申請は除く） | 次の書類の、いずれかを生計を一にする世帯全員分提出<br>・市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（写）<br>・市民税・府民税証明書<br>・市民税・府民税納税通知書兼税額決定（充当）通知書及び課税明細書（写）<br>※税情報を利用する場合は上記の証明書類は不要<br>申請書の「特別な事情」欄の記入 |

- ・①～③と⑦・⑨・⑪は、申請の前年度または申請年度に該当していることが必要。
- ・④～⑥と⑧・⑩・⑫は、申請年度の4月1日現在（随時申請にあっては申請日現在）該当していることが必要。
- ・保護者全員分の証明書類は、いずれか1つの申請理由・同一年度とする。
- ・申請理由を証明する書類の写しについては、原本の提示を求める場合がある。